

## 広島県立中学校就学援助費（医療費・学校給食費）支給要綱

（趣旨）

第1条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、経済的な理由により就学困難と認められる県立中学校の生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、教育の機会均等を図ることを目的として、予算の範囲内で就学に必要な経費のうち医療費及び学校給食費を援助する広島県立中学校就学援助費（以下「就学援助費」という。）を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 就学援助費の支給対象者は、県立中学校の生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）

2 前項に規定する準要保護者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 就学援助費の支給を受けようとする年度又はその前年度において、次のいずれかの措置を受けた者（カの場合にあつては、現に措置を受けていない者であっても収入状況から当該措置を受けられる見込である者を含む。）
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
  - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
  - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
  - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条、第90条、第90条の2及び第90条の3に基づく国民年金の掛金の減免
  - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
  - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付
- (2) 前号に掲げる者のほか、特別の事情があると認められる者

（就学援助額等）

第3条 就学援助費の対象費用及び援助額については、別表のとおりとする。

（申請書）

第4条 就学援助費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助費申請書（様式第1-1号。以下「申請書」という。）及び個人番号提供届出書兼同意書（様式第1-2号。以下「同意書」という。）に次の各号の書類を添えて、生徒の在籍する中学校の校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する要件に該当することを証明する書類
  - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第16条に基づく書類の写し（以下「本人確認書類」という。）
- 2 同意書及び本人確認書類を既に提出している申請者は、その内容に変更がない限り当該書類について再度の提出を要しないものとする。
  - 3 校長は、要保護者又は準要保護者として認定が必要であると認める者について、申請書の写し及び同意書に第1項各号の書類を添えて、教育委員会に様式第2-1号により副申するものとする。

#### （支給対象期間）

- 第5条 就学援助費の支給対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、申請のあった日の属する月の初日から当該年度末までとする。ただし、在学中の生徒で3月中に申請のあった場合は、翌年度4月からその年度末までとする。
- 2 申請者が災害により準要保護者となった場合における支給対象期間は、前項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

#### （就学援助の認定）

- 第6条 教育委員会は、申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、申請者が要保護者に該当する生徒を要保護生徒として、申請者が準要保護者に該当する生徒を準要保護生徒として認定を行い、様式第3-1号により学校を経由して受給者に通知するものとする。
- 2 教育委員会は前項の認定を行うために必要があるときは、福祉事務所長及び民生委員の助言を求めることができる。
  - 3 教育委員会は、様式第3-2号により不認定となった申請者に学校を経由して通知するものとする。

#### （認定の取消し）

- 第7条 校長は、第6条で認定された生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会へ報告するものとする。
- (1) 第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 県立中学校以外の学校に転校したとき。
  - (3) 不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
  - (4) 虚偽の申請等により、不正に就学援助費を受給したことが判明したとき。
  - (5) 当該生徒が死亡したとき。
- 2 教育委員会は校長の報告に基づき、その事実の発生時点から認定を取り消すものとする。
  - 3 年度の中途において認定を取り消すときは、様式第3-2号により学校を経由して受給者へ通知するものとする。

#### （医療費の支給）

- 第8条 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第8条及び第13条の規定による健康相談又は健康診断により、当該児童又は生徒に疾病の治療が必要と認める場合並びに学校の健康相談及び健康診断以外に保護者から申出があり、学校医又は学校歯科医

(以下「学校医等」という。)が症状や対象の病気であることを確認した場合は、学校医等の所見に照らし、学校病被患者調書(様式第6号)を作成し、教育委員会に提出するものとする。

- 2 校長は、受給者に対して学校病(学校保健安全法第24条の規定に基づく、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病)の治療を指示する場合は、治療終了後、医療費領収書(様式第5号)を提出するように指示し、必要に応じて通院費確認票(様式第7号)を交付するものとする。
- 3 医療機関は、治療が終了したときは、治療に要した費用を記載した様式第5号を受給者に交付し、受給者は受領後、校長に提出するものとする。
- 4 受給者が通院費の援助を受ける場合は、受給者は様式第7号に通院費を記入するとともに、医療機関に受診日を記入させ、校長に提出するものとする。
- 5 校長は、第3条の規定による援助額を校長が定める時期に、受給者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

#### (学校給食費の支給)

- 第9条 校長は、第3条の規定による援助額を校長が定める時期に、受給者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
- 2 校長は、受給者に代わって学校給食費を受領し、学校徴収金の未納又は未収金と相殺することができる。
  - 3 前項の規定により、校長が受給者に代わって学校給食費を受領しようとする場合は、様式第4号により受給者から委任状の提出を受けなければならない。

#### (実績報告等)

- 第10条 校長は、就学援助費の支払いを行ったときは、「就学援助費個人別支給明細書」(様式第8号)を備え付けるものとする。
- 2 校長は毎年度末に様式第8号の写しを教育委員会へ提出しなければならない。

#### (状況変更等の届出)

- 第11条 受給者は、就学援助費の受給の基礎となる事項に変更が生じたときは、速やかに校長に届け出なければならない。
- 2 校長は、前項の事実を把握したときは、様式第9号により速やかに教育委員会に報告するものとする。
  - 3 校長は第1項に規定する事実を把握し、報告を行う場合は、その事実を証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。既に就学援助費の支給を受けている者については、様式第8号の写しも併せて提出するものとする。

#### (返還)

- 第12条 就学援助費の過誤払いが生じたときは、所定の金額を返還させるものとする。

#### (補足)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式により申請等されていたものは、この要綱による改正後の様式により申請等されたものとみなす。

別表（第3条関係）

1 医療費

<p>対象疾病</p>	<p>学校保健安全法施行令第8条に規定する次の疾病</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 トラコーマ及び結膜炎 流行性角結膜炎、咽頭結膜炎（プール熱）、急性出血性結膜炎、細菌性結膜炎、淋菌性結膜炎、封入体結膜炎、ウイルス性結膜炎など（アレルギー性結膜炎は対象外。ウイルス性結膜炎判定のための検査を行った場合の検査料については対象）</li> <li>2 白癬、疥癬及び膿疱疹 頭部白癬、顔面秕糠状白癬、体部白癬、水疱性班状白癬、汗疱状白癬（みずむし）、爪白癬、疥癬、伝染性膿疱疹など</li> <li>3 中耳炎 急性中耳炎、慢性中耳炎、滲出性中耳炎、乳様突起炎を伴う中耳炎など</li> <li>4 慢性副鼻腔炎及びアデノイド 慢性副鼻腔炎、アデノイドなど（急性副鼻腔炎、アレルギー性副鼻腔炎は対象外）</li> <li>5 齲歯 保険診療で対象となる治療（衛生指導料は原則対象外。ただし、齲歯の治療と衛生指導料が一体のものは、例外的に対象）</li> <li>6 寄生虫病（虫卵保有を含む。） 回虫症、十二指腸虫症、蟯虫症、フィラリア症、肺吸虫症、肝吸虫症、日本住血吸虫症、条虫症、アニサキス症、トキソプラズマ症など</li> </ol>
<p>対象費用</p>	<p>診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、通院その他治療のため必要とされる次の医療費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診療費 初診、再診及び往診（交通不便で通院ができず、かつ、継続的でない場合に限る。）に要する費用</li> <li>2 薬剤又は治療材料費 トラコーマ・結膜炎の点眼薬、伝染病の皮膚疾患の外用薬、蓄膿症点鼻薬、寄生虫（卵）の駆虫薬等</li> <li>3 通院費 医療機関との距離が4キロメートル以上ある学校に在学し、治療のため公共交通機関（生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助に係る通学に要する交通費又は就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条第2号に規定する通学に要する交通費に係る公共交通機関の利用を除く。）を利用する生徒が病院又は診療所等に通院するための交通費</li> <li>4 その他治療のために必要とする医療費 検査料、入院料（食事代含む）、注射料、薬剤の容器代等</li> </ol>
<p>援助額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要保護児童生徒 治療に要した費用の全額。ただし、社会保険（健康保険、国民健康保険、共済組合など法律によって定められているものをいう。以下同じ。）</li> </ol>

	<p>に加入している場合は、社会保険から給付を受けられる額を控除した額（自己負担額分）</p> <p>2 準要保護児童生徒 治療に要した費用のうち、社会保険の保険者が負担すべきこととされている額を控除した額（自己負担額分）</p>
--	---

(注) 生活保護法第15条に規定する医療扶助より本制度を優先すること。ただし、長期入院となるような重症のものであって、生活保護の実施機関が入院を必要と認めたような場合は、生活保護法による医療扶助の申請を行うこと。

## 2 学校給食費

対象費用	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食費
援助額	<p>1 要保護児童生徒 国が定める標準単価を基準に教育委員会が別に定める金額。ただし、実費額が援助額を下回った場合は、実費額とする。 なお、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている場合は対象外とする。</p> <p>2 準要保護者児童生徒 教育委員会が別に定める。ただし、実費額が援助額を下回った場合は、実費額とする。</p>



## 個人番号提供届出書兼同意書

広島県教育委員会は、提供を受けた個人番号（マイナンバー）を次の目的で利用します。また、この届出書兼同意書（及び関連書類）は、利用目的の事務手続が完了した後、速やかに廃棄します。

個人番号を提供していただく際には、本人確認を行うことが義務付けられていますので、裏面の書類の写しを併せて提出してください。

### 【利用目的】

広島県立中学校就学援助費（医療費・学校給食費）に関する事務

広島県立中学校就学援助費（医療費・学校給食費）に関する事務手続を処理するための地方税関係情報の収集

広島県教育委員会様

利用目的を確認し、同意しましたので、次のとおり個人番号を提供します。

	氏名	申請者 との 続柄	個人番号																	
申請者 (保護者)																				
生徒																				

### ※ 記載要領

- 1 「就学援助費申請書（兼口座振替依頼書・世帯票）」に記載されている全員について記入してください。
- 2 申請者（保護者）本人が記入してください。
- 3 代理人が記載する場合、申請者本人からの委任状を添付してください。



## 本人確認のために御提出いただく書類

本人確認には、番号確認と身元確認が必要ですので、申請者本人（保護者）の次の1と2の書類の写しの両方を提出してください。

### 1 番号確認のための書類

(1)～(3)のいずれか1種類の書類

(1) 個人番号カード（両面）

(※ 個人番号カードを提示いただく場合は、「2 身元確認のための書類」は不要です。)

(2) 通知カード

(※ 当該通知カードに記載された氏名、住所等に変更がない（住民票に記載されている事項と一致している）場合に限りです。)

(3) 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

### 2 身元確認のための書類

(1)～(8)のいずれか1種類の書類

(1) 運転免許証

(2) 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のもの）

(3) 旅券

(4) 身体障害者手帳

(5) 精神障害者保健福祉手帳

(6) 療育手帳

(7) 在留カード

(8) 特別永住者証明書

※ (1)～(8)の書類をお持ちでない場合は、2種類の官公署から発行・発給された書類（健康保険の被保険者証と年金手帳など『氏名と生年月日』又は『氏名と住所』が記載されているもの）の写しの提出をお願いします。



様式第3-1号

令和 年 月 日

保 護 者 様

広島県教育委員会

令和 年度就学援助支給決定通知書

次のとおり、就学援助の支給を決定しました。

なお、申請理由が消滅した場合若しくは住所・氏名又は振替口座に変更があった場合は、速やかに学校まで御連絡ください。

なお、不正な手段により認定を受けたことが判明したとき又は虚偽の申請等により、不正に就学援助費を受給したことが判明したときは、この認定を取り消します。

- 1 生徒氏名 (第 学年)
- 2 要・準の別 要保護 ・ 準要保護
- 3 認定年月日 令和 年 月 日 (令和 年 月分～)
- 4 援助の内容等

援助の内容	医療費 (学校病 (※) のみ)	学校給食費
及び 援助額	学校病の治療に要した費用から社会保険等の給付額を控除した額	学校給食費として徴収される実費 (ただし、 円を限度とする。)

(※) 学校保健安全法施行令第8条で定めた学校病 (トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病) のみ対象となります。

令和 年 月 日

保 護 者 様

広島県教育委員会

令和 年度就学援助不支給（取消）決定通知書

次のとおり、就学援助の不支給（取消）を決定します。

- 1 生徒氏名 (第 学年)
- 2 理由

注意事項

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、広島県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、この決定があったことを知った日（広島県教育委員会に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県教育委員会の裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は、広島県教育委員会となります。）。

様式第4号

令和 年 月 日

広島県立 中学校長様

委任状

私が申請している又は支給を受ける令和 年度就学援助費（学校給食費）については、次のとおり受領を委任し、学校徴収金に充当することに同意します。

生徒の氏名	
申請者又は受給者の氏名	
申請者又は受給者の住所	
受領の委任先	上記生徒の在籍する学校の長

## 医 療 費 領 収 書

区 分		<input type="checkbox"/> 要保護者 <input type="checkbox"/> 準要保護者	
氏 名		生年月日	平成 年 月 日生
保護者氏名		疾 病 名	<input type="checkbox"/> トラコーマ <input type="checkbox"/> 結膜炎 <input type="checkbox"/> 白癬 <input type="checkbox"/> 疥癬 <input type="checkbox"/> 膿痂疹 <input type="checkbox"/> 中耳炎 <input type="checkbox"/> 慢性副鼻腔炎 <input type="checkbox"/> アデノイド <input type="checkbox"/> 齲歯 <input type="checkbox"/> 寄生虫病（虫卵保有を含む。）
受診年月日		医療費（本人負担額）	
令和 年 月 日			円
令和 年 月 日			円
令和 年 月 日			円
令和 年 月 日			円
治 療 日 数	日	医療費 （本人負担額） 合計	円

（※太枠内は、学校において記入）

一 金 円領収しました。

ただし、上記診療報酬（本人負担額）として

令和 年 月 日

医療機関所在地  
医 療 機 関 名  
代 表 者 名

（ 保 護 者 ） 様

※ 治療年月日、治療日数、治療費（本人負担額）が確認できる場合は、この様式によらず、医療機関が発行する領収書に代えることができます。

## 学 校 病 被 患 者 調 書

学校名：広島県立 中学校

被 患 者	氏 名				
	学 年	第 学年	生年月日	平成 年 月 日	
被 患 状 況	学校保健 安 全 法 施 行 令 第 8 条 に 定 め る 疾 病	<input type="checkbox"/> トラコーマ <input type="checkbox"/> 結膜炎 <input type="checkbox"/> 白癬 <sup>はくせん</sup> <input type="checkbox"/> 疥癬 <sup>かいせん</sup> <input type="checkbox"/> 膿痂疹 <sup>のうかしん</sup> <input type="checkbox"/> 中耳炎  <input type="checkbox"/> 慢性副鼻腔炎 <input type="checkbox"/> アデノイド <input type="checkbox"/> 齲齒 <sup>う</sup> <input type="checkbox"/> 寄生虫病（虫卵保有を含む。）			
保 護 者	住 所				
	氏 名				
	本人との 続 柄				
学 校 医 又 は 学 校 歯 科 医 所 見		治療予定日数	日		
		所要治療見込額	円		
		<所見>			
各 種 社 会 保 険 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	社会保険 の 名 称		記号番号	
生 活 保 護 法 適 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有（裏面に福祉事務所通知の写しを貼付） <input type="checkbox"/> 無				
治 療 費 の 援 助 適 用 の 区 分	<input type="checkbox"/> 要保護者 <input type="checkbox"/> 準要保護者 認定理由 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>				

(注) 学校病（学校保健安全法第24条の規定に基づく、同法施行令第8条に定める疾病）は、比較的軽症のものを想定しており、入院を要するような重症のものであって、生活保護の実施機関が入院を必要と認めた要保護生徒については、入院時以降における医療費について「要保護児童生徒に対する医療費の援助と生活保護法第十五条の規定に基く医療扶助との関係について」（昭和34年10月20日文体保第199号文部省体育局長通達）により生活保護の実施機関と連絡を取ること。





様式第8号

令和 年度就学援助費個人別支給明細書

学校名：広島県立 中学校

学年	第 学年	生徒氏名		保護者氏名	
区分		支給年月日		金額（円）	
医療費					
医療費計					
学校給食費 支給上限額 ( 円)					
学校給食費計					
合 計					

※ 欄は必要に応じて増減できるものとする。

